

議案第20号

向日市道路占用料徴収条例の一部改正について

向日市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項  
第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

向日市道路占用料徴収条例（昭和52年条例第21号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（占用料）</p> <p>第2条 道路の占用につき法第32条の許可を受けた者及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、<u>第11条第1項又は第12条第1項の占有の許可を受けた者</u>（以下「占有者」という。）は、別表による占用料を納付しなければならない。ただし、別表により難いものの占用料の額は、別表に準じて市長が定める。</p> <p>2 略</p>	<p>（占用料）</p> <p>第2条 道路の占用につき法第32条の許可を受けた者_____</p> <p>_____</p> <p>_____（以下「占有者」という。）は、別表による占用料を納付しなければならない。ただし、別表により難いものの占用料の額は、別表に準じて市長が定める。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。